

第 14 回教育委員会

令和 2 年 10 月 27 日
午 後 4 時 30 分
本庁舎市会第 4 委員会室

案 件

協議題第 29 号 大阪市部活動指針の一部改訂について

目 次

・資料 1	大阪市部活動指針 抜粋	P 3～P 7
・資料 2	上限の目安等の基本的な考え方	P 8
・資料 3	スポーツ庁ガイドライン 抜粋	P 9
・資料 4	大阪市部活動指針の主な変更点	P10～P12
・資料 5	部活動が大会等に参加する回数種目別一覧	P13
・資料 6	種目別大会等参加校数一覧	P14
・資料 7	部活動が大会等に参加する目安等の設定について	P15

大阪市部活動指針

～プレイヤーズファースト～

平成 25 年 9 月
大阪市教育委員会
(平成 30 年 7 月改定)

【適切な休養日等の設定】

《基準設定の趣旨》

部活動における休養日及び大会等や地域の行事、催し等の参加を踏まえた活動時間について、成長期にある生徒が、学校生活と食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下に示す基準を設定する。校長及び部活動顧問は、この基準に則り、各部活動の休養日及び参加する大会等や地域の行事、催し等を精査した活動時間を設定し、運用することとする。

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会や発表会への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、振り替える際には、週間、月間等で活動頻度を確認するなどバランスを考慮すること。)
- (2) 上記(1)の他、休養日として設定していた日に活動が必要となった場合、生徒及び保護者からの理解を得られる範囲で他の日に代わりの休養日を設定した上で、校長へ書面により申請する。校長は、生徒のバランスのとれた生活に支障がない範囲であるとの判断のもと承認する。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。(例えば、夏季休業中などに連続して一週間程度の休養日を設定する等)
- (4) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間には準備、片付けや移動の時間は含まないが、安全に留意し短時間で行えるように工夫する。
- (5) 週末等が開催される様々な大会等や地域の行事、催し等への参加について、校長は、(1)に示した適切な休養日の設定や、計画的な休養日の振替だけでなく、国のガイドラインに示されているとおり、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことも十分考慮する。そのうえで、別紙資料(「部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限を精査する目安等についての基本的な考え方」)を参考にして、各部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。
- (6) 高等学校についても上記(1)～(5)を原則として適用する。その際、高等学校段階では各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点とともにスポーツ庁がガイドラインで示した下記※の内容に留意し、学校の実情や生徒の発育・発達段階に応じた運用にあたること。

※「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」

ことが示されている。

6 教育委員会による部活動支援

コーチングマインドを重視した部活動を支援します。

科学的根拠に基づいた部活動指導を支援します。

持続可能な運営体制の構築を支援します。

顧問（指導者）は、部活動が学校教育の一環として行われるものであるということを認識した上で、部活動指導においては生涯にわたりスポーツ活動や文化的活動を通じて豊かな教養と幅広い人間性、他者を慈しむ心の育成をめざすという長期的な観点が必要です。

また、これからの顧問（指導者）には、生徒の個性を尊重し、生徒が主体的に判断し行動できるような指導や、発達段階に応じた質の高い指導力が求められます。

そのため、関係団体等と連携し専門的知識を有する指導者を招聘するなど、コーチングマインド（生徒の自主性を尊重する。生徒理解を深める。コミュニケーションに重点をおく）に基づいた指導方法や科学的に検証された最新の指導方法の研修や講習会を充実させ、顧問（指導者）の指導力向上を図ります。

さらに、部活動指導体制の充実と教員の長時間勤務の解消を図り、その効果等を検証して持続可能な運営体制の構築を支援します。

部活動のあり方研究に取り組みます。

部活動の喫緊の課題として、部活動指導の専門性を有した教員の不足、顧問の過剰負担・長時間労働があります。その課題の対策について検討するために『部活動のあり方研究』としてモデル事業に取り組みます。

「部活動指導員方式活用事業」…平成30年度より実施

部活動顧問として、技術的な指導や学校外での活動の引率等を行う非常勤嘱託職員を配置します。

「部活動指導員」大阪市部活動支援人材バンク登録者の募集

大阪市 HP 参照 <http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000424148.html>

「部活動技術指導者招聘事業」…顧問（指導者）による技術指導が困難な場合や、一部部活動指導員の配置が困難な場合に限り、学校の実情に応じて技術指導者を招聘します。

「民間団体活用方式」…平成27年度より実施

部活動技術指導者招聘事業を実施します。

- 顧問（指導者）による技術指導が困難な場合や、顧問教員の業務の過度な負担を招く場合等には、学校の実情に応じて技術指導者を招聘します。

運動部活動指導者技術講習会等を充実させます。

- コーチングマインドに基づき、生徒が可能性を自ら引き出すことができるように指導する方法を講習します。
- 部活動の顧問（指導者）が、指導技術及び生徒の心身の発育に沿った指導のあり方や安全面に対する配慮など、科学的根拠に基づいた指導方法を講習します。
- 競技力向上のためだけでなく、試合前の食事、試合中や練習中の水分の摂り方等、栄養に関する学習や体力向上を目的とした講習を充実します。

部活動における合同練習会等を充実させます。

- 自校の顧問（指導者）以外の専門指導者のもとで日頃学ぶことのできない技能や練習方法を学習させ、参加生徒の競技力や技術の向上を図ります。
- 各校の顧問（指導者）が、効果的な指導法や新しい技術について研修します。
- 参加学校間や顧問（指導者）同士の交流を深める機会とします。

部活動の取組や成果を公開・発信透明性・公開性を高めします。

- 他の部活動の模範となる顕著な取組や成果を広く公開・発信します。
- 各学校が活動方針、取組や成果を広く公開・発信することで、透明性・公開性を高めるよう推進していきます。
- 顕著な成績、功労のあった個人や団体の表彰（市長表彰・教育長表彰等）を行います。

7

部活動の安全な実施と事故の防止

連絡体制の整備

○部活動において事故が発生した場合、生徒の生命を守り、負傷等の悪化を最小限に抑えるため、校長は連絡通報体制の確立と、事故の発生に対しどのような対応が必要であるのか、平素から全教職員（含む部活動指導員）、外部指導者に対して周知徹底を図ること。

「いじめ・体罰・暴力に関して」

＜弁護士による外部通報窓口＞

メールアドレス：gaibutsuuhou@yodo-law.com

FAX：06-6223-5170



『大阪市部活動指針 ～プレイヤーズファースト～』

平成30年7月 改定 令和3年4月 修正・追記

(参考)

スポーツ庁

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
(平成30年3月)

文化庁

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
(平成30年12月)

「部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等(以下、「大会等」とする)
の数の上限を精査する目安等についての基本的な考え方」

・部活動指針に基づいた、年間を通じて活動しない週末(土日いずれか1日)及び、定期考査期間、長期休業中のまとまった休養日(オフシーズン)などの活動しない土日を確保したうえで、部活動が参加する大会等の日数を精査することが望ましい。

【例】ある部活動において、原則として(土)が活動日、(日)を休養日と設定し、(日)に大会等が入ると想定した場合

ア 1年間の土日 → 52週、104日とする

イ 活動しない定期考査期間の土日 $2日 \times 年間5回程度 = 10日程度$

ウ 活動しない夏季・冬季休業中の土日(オフシーズン) $2日 \times 年間2回程度 = 4日程度$

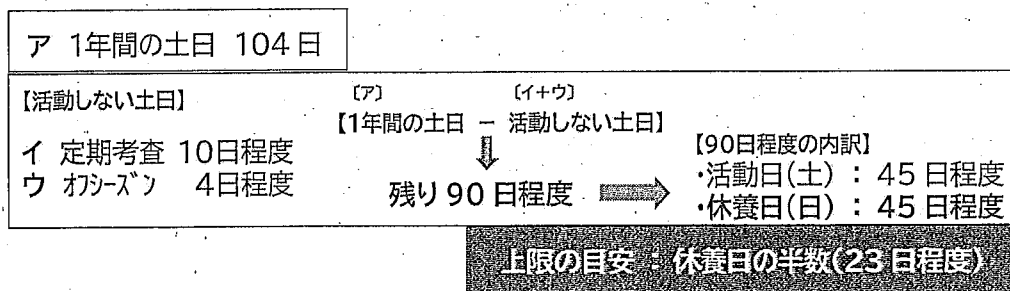
(1) 「ア」から、活動しない「イ」、「ウ」の合計日数を差し引く → 90日程度

(2) (1)の「90日程度」から週末の「活動日(土)」の45日程度を差し引く → 45日程度

(3) (2)の残りの「45日程度」が、週末の「休養日(日)」の日数とする。

(4) 大会等への参加にあたっては、計画的な休養日の振替が可能であり、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、(3)に示す休養日の半数(23日程度)を上限の目安として、その数を最大限精査する。

(5) ただし、大会等で勝ち上がった場合は、その限りではない。



・大会等以外の練習試合や合同練習会についても、本市指針を踏まえ、生徒や顧問の過度な負担とならないよう計画的に実施すること。

・高等学校においても、上記の考え方を原則として適用するが、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の実情や生徒の発育・発達段階に応じて、計画的に設定すること。

運動部活動在り方に関する総合的なガイドライン 抜粋（平成30年3月スポーツ庁）

5 学校単位で参加する大会等の見直し

イ 学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

大阪市部活動指針の主な変更点

資料4

追記・修正前		追記・修正後	
P7	【適切な休養日等の設定】《基準設定の趣旨》 部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、学校生活と食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができよう、以下に示す基準を設定する。校長及び部活動顧問は、この基準に則り、各部活動の休養日及び活動時間を設定し、運用することとする。	P4	【適切な休養日等の設定】《基準設定の趣旨》 部活動における休養日及び大会等や地域の行事、催し等の参加を踏まえた活動時間について、成長期にある生徒が、学校生活と食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができよう、以下に示す基準を設定する。校長及び部活動顧問は、この基準に則り、各部活動の休養日及び参加する大会等や地域の行事、催し等を精査した活動時間を設定し、運用することとする。
P7 記載なし		P4	(5) 週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等への参加について、校長は、(1)に示した適切な休養日の設定や、計画的な休養日の振替だけでなく、国のガイドラインに示されているとおり、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことも十分考慮する。そのうえで、別添資料(1)部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限を精査する目安等についての基本的な考え方)を参考にして、各部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。
P7	(5) 高等学校についても上記(1)～(4)を原則として適用する。その際、高等学校段階では各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点とともにスポーツ庁がガイドラインで示した下記※の内容に留意し、学校の実情や生徒の発育・発達段階に応じて運用にあたること。	P4	(6) 高等学校についても上記(1)～(5)を原則として適用する。その際、高等学校段階では各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点とともにスポーツ庁がガイドラインで示した下記※の内容に留意し、学校の実情や生徒の発育・発達段階に応じて運用にあたること。
P9	部活動のあり方研究に取り組みます。 部活動の喫緊の課題として、部活動指導の専門性を有した教員の不足、顧問の過剰負担・長時間労働があります。その課題の対策について検討するために『部活動のあり方研究』としてモデル事業に取り組みます。	P5	部活動のあり方研究に取り組みます。 部活動の喫緊の課題として、部活動指導の専門性を有した教員の不足、顧問の過剰負担・長時間労働があります。その課題の対策について検討するために『部活動のあり方研究』としてモデル事業に取り組みます。

P9	「部活動指導員方式」…平成30年度より実施 部活動顧問として、技術的な指導や学校外での活動の引率等を行う非常勤嘱託職員を配置します。	P5	「部活動指導員方式活用事業」…平成30年度より実施 部活動顧問として、技術的な指導や学校外での活動の引率等を行う非常勤嘱託職員を配置します。 「部活動技術指導者招聘事業」…顧問(指導者)による技術指導が困難な場合や、一部部活動指導員の配置が困難な場合に限り、学校の実情に応じて技術指導者を招聘します。
P9	「民間団体活用方式」…平成27年度より実施	P5	「民間団体活用方式」…平成27年度より実施
P10	部活動技術指導者招聘事業を実施します。 ○顧問(指導者)による技術指導が困難な場合や、顧問教員の業務の過度な負担を招く場合等には、学校の実情に応じて技術指導者を招聘します。	P6	部活動技術指導者招聘事業を実施します。 ○顧問(指導者)による技術指導が困難な場合や、顧問教員の業務の過度な負担を招く場合等には、学校の実情に応じて技術指導者を招聘します。
P10	運動部活動指導者技術講習会等を充実させます。	P6	運動部活動指導者技術講習会等を充実させます。
P10	部活動における合同練習会等を充実させます。 ○自校の顧問(指導者)以外の専門指導者のもとで日頃学ぶことのできない技能や練習方法を学習させ、参加生徒の競技力や技術の向上を図ります。 ○各校の顧問(指導者)が、効果的な指導法や新しい技術について研修します。 ○参加学校間や顧問(指導者)同士の交流を深める機会とします。	P6	部活動における合同練習会等を充実させます。 ○自校の顧問(指導者)以外の専門指導者のもとで日頃学ぶことのできない技能や練習方法を学習させ、参加生徒の競技力や技術の向上を図ります。 ○各校の顧問(指導者)が、効果的な指導法や新しい技術について研修します。 ○参加学校間や顧問(指導者)同士の交流を深める機会とします。
P10	部活動の取組や成果を公開・発信します。 ○他の部活動の模範となる顕著な取組や成果を広く公開・発信します。 ○各学校活動方針、取組や成果を広く公開・発信することで、透明性・公開性を高めるよう推進していきます。 ○顕著な成績、功労のあった個人や団体の表彰(市長表彰・教育長表彰等)を行います。	P6	部活動の取組や成果を公開・発信します。透明性・公開性を高めます。 ○他の部活動の模範となる顕著な取組や成果を広く公開・発信します。 ○各学校活動方針、取組や成果を広く公開・発信することで、透明性・公開性を高めるよう推進していきます。 ○顕著な成績、功労のあった個人や団体の表彰(市長表彰・教育長表彰等)を行います。
P12	連絡体制の整備 ○部活動において事故が発生した場合、生徒の生命を守り、負傷等の悪化を最小限に抑えるため、校長は連絡通報体制の確立と、事故の発生に對しどのような対応が必要であるのか、平素から全教職員及び外部指導者に對して周知徹底を図ること。	P7	連絡体制の整備 ○部活動において事故が発生した場合、生徒の生命を守り、負傷等の悪化を最小限に抑えるため、校長は連絡通報体制の確立と、事故の発生に對しどのような対応が必要であるのか、平素から全教職員(含む部活動指導員)、外部指導者に對して周知徹底を図ること。

最終	『大阪市部活動指針 ～プレイヤーズファースト～』 平成30年7月 改定 (参考) スポーツ庁 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 (平成30年3月)	『大阪市部活動指針 ～プレイヤーズファースト～』 平成30年7月 改定 (参考) スポーツ庁 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 (平成30年3月) 文化庁 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 (平成30年12月)	P7
----	---	---	----

部活動が大会等に参加する回数種目別一覧

種目	設置校数	平均回数	最多参加回数	校数	参加回数が多い部活動数			
					回数	校数	回数	校数
陸上競技	76	16.0 回	34回	3	33回	1	30回	1
水泳競技	47	5.3 回	16回	1	8回	1	7回	3
ソフトボール	33	5.1 回	10回	1	9回	3	7回	2
ソフトテニス	47	11.7 回	23回	1	19回	1	18回	1
サッカー	96	8.6 回	17回	2	15回	1	14回	1
バスケットボール	107	14.3 回	32回	1	28回	1	27回	3
卓 球	69	9.1 回	35回	1	23回	1	19回	1
柔 道	25	10.8 回	20回	1	18回	1	16回	2
剣 道	53	12.6 回	24回	1	21回	3	20回	2
バドミントン	62	10.5 回	18回	1	17回	2	16回	2
バレーボール	101	10.0 回	25回	1	20回	1	18回	1
テ ニ ス	29	6.1 回	12回	1	10回	1	8回	2
吹 奏 楽	105	8.9 回	36回	1	28回	1	27回	1
合 唱	9	5.6 回	9回	1	7回	2	6回	2

※運動部の軟式野球、ラグビー、体操競技、相撲、ハンドボール、スキー・野外活動、少林寺拳法については、大会等参加回数が10回以下であったため、調査を未実施とした。

※文化部については、吹奏楽、合唱について、調査した。

※設置校数は、調査回答校数。

種目別大会等参加校数一覧

設置校数	陸上競技	水泳競技	ソフトボール	ソフトテニス	サッカー	バスケットボール	卓球	柔道	剣道	バドミントン	バレーボール	テニス	吹奏楽	合唱
平均	16.1	5.3	5.1	11.7	8.8	14.2	9.1	10.8	12.6	10.5	10	6.1	8.9	5.6
36回													1	
35回							1							
34回	3													
33回	1													
32回						1								
31回														
30回	1													
29回														
28回							1						1	
27回	1					3							1	
26回						1								
25回	2					4					1			
24回	3					2			1					
23回	1			1		9	1							
22回						1							1	
21回	4					5			3					
20回	1					1		1	2		1		1	
19回	7			1		6	1						1	
18回	2			1		1	1	1	2	1	1		1	
17回	2				2	1	2		4	2	3		1	
16回	7	1		3		1		2	4	2	1		3	
15回	7			5	1	3		3	4	4	9		1	
14回	7			1	1	4	1	1	7	4	5		7	
13回	4			8	3	8	4	3	3	2	4		3	
12回	9			5	5	11	2	1	2	4	5	1	5	
11回	3			1	10	8	10	2	5	10	4		5	
10回			1	6	7	10	5	1	3	12	8	1	3	
9回	3		3	6	16	4	1	1	1	10	14		8	1
8回	1	1	0	4	19	10	9		2	10	19	2	11	
7回	1	3	2	2	10	7	12	2	1	4	13	4	7	2
6回	3	8	6	3	12	2	5	4		1	9	12	14	2
5回		26	10		4	1	6		3		2	5	11	2
4回	4	4	4		5	1	4	2	4			3	4	1
3回	1	3	1				1	1				1	10	
2回		1	6		1	1	3		2		2		5	
1回	1													1
0回	1					1								

部活動が大会等に参加する目安等の設定について

都道府県

ガイドライン通り記載	43		
回数記載	1	熊本	運動部は、県大会への参加は中体連主催の大会は年間1回、共催大会は2回、文化部は、県大会への参加は年間3回
QAで記載	2	青森 長崎	青森：地方ブロック大会及び全国大会への参加は年間1回程度とする 長崎：県大会の参加は年間2回、九州大会は1回、全国大会は1回、選抜大会は2回とする
記載なし	2	大阪府 宮城	

政令市(大阪市を除く)

ガイドライン通り記載	11		
回数記載	3	名古屋、浜松、熊本	名古屋：公式戦を除く各種大会及び練習試合を年間24回とする 浜松：中体連井主催以外の大会は、年間2回程度の参加とする 熊本：熊本市主催年間1回、共催2回、県大会主催1回、共催2回、九州全国大会1回、その他練習試合も含め月3回まで
記載なし	4	横浜、堺、新潟、相模原	
その他	2	仙台、広島	仙台：中体連が主催もしくは共催する大会の参加を基本とする 広島：学校体育、文化団体が主催もしくは共催する大会の参加を基本とする

大阪府下(大阪市、堺市を除く)

精査するのみ記載	3	能勢、枚方、東大阪	
回数記載	1	八尾	八尾市の大会は年間3回以内、中河内の大会は年間3回以内、大阪中体連の大会は年間3回以内
記載なし	35		
その他	2	岸和田、柏原	柏原：私立高等学校、協会等が主催する「大会等」は精査の対象とする 岸和田：部活動を行わない日を年間104日確保する

